

平成 30 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

平成 31 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録に必要となる事業実績等

1. 事業実績について

登録要件として登録申請する再商品化手法にて、以下の条件を満たす事業実績が必要です。本基準は、プラスチック素材（再生含む）において生産技術・販売ノウハウ等に経験・技術蓄積が不可欠なため、「(受託業務)を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者に限る。」(容リ法 37 条第二項)との規定に基づき、プラスチック容器包装の再商品化を円滑に実施する条件として具体的にしましたものです。

なお、プラスチック製容器包装の再生処理事業者として登録申請する場合、トレイの再生事業の実績のみでは、プラスチック製容器包装の再生処理を実施するための事業実績とはみなしませんのでご注意ください（白色トレイの再生処理事業者として登録申請する場合、トレイの再生事業の実績は、事業実績として認められます）。

(1) 材料リサイクルの場合（①もしくは②）

- ① プラスチック製品（一廃・産廃も含む）について選別と破碎をおこない、それをプラスチック原料として、有価物として販売した実績が平成 30 年 7 月 31 日時点で 1 年以上
- ② プラスチック素材（バージン、または廃プラ）を原料としたコンパウンディング、インゴットおよび／または成形品・フィルム等の製造を行い、それを有価物として販売した実績が平成 30 年 7 月 31 日時点で 1 年以上

(2) ケミカルリサイクルの場合

- ① 協会に登録申請する手法による運転・販売実績が平成 30 年 7 月 31 日時点で 1 年以上

(3) 固形燃料等の燃料の場合

- ① 協会に登録申請する手法による運転・販売実績が平成 30 年 7 月 31 日時点で 1 年以上

(4) 材料リサイクル、ケミカルリサイクル、固形燃料等の燃料共通

- ① (1) から (3) までの事業実績を有する親会社の子会社。ただし、当該親会社の出資比率が 51%以上であり、かつ親会社でプラスチック関連の事業経験のある常勤役員が勤務していること

【容器包装リサイクル法上での「プラスチックの判断」】

高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料。

注) 弾性素材（ゴム）も流動性を利用して賦形するが、プラスチックとは見なさない。加工時に大きな延伸力を与えて作る繊維は、この定義から外れると考えられるため対象外とする。塗料、接着剤には賦形の概念がないため対象外とする。

2. 再生処理施設の完成時期等について

平成 31 年度に平成 30 年度登録施設で能力増強を行なう施設として、また、新規登録申請施設として申請した再生処理施設は、平成 30 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能となることが必要です。商業運転可能とは、平成 30 年 10 月 1 日に仮に市町村よりバールを受け入れた場合に再生処理が行える施設状態にあることを指します。なお、平成 30 年 10 月 1 日時点で市町村のバールを受入れ、再生処理が行える施設状態であることを確認するために、施設の現地審査時に必要に応じて施設を運転してもらうことがあります。

また、一般廃棄物処理施設の許可を受ける施設（廃棄物処理法第八条）においては、「一般廃棄物処理施設使用前検査済み証（あるいは検査結果通知）」を平成 30 年 9 月 30 日までに取得していることが必要です。

3. 現地審査対象施設及び能力測定対象施設の選定基準

プラスチック製容器包装の再生処理事業者の登録審査は、書類審査後、下記に定める基準により現地審査を行います。また、能力測定が必要とされた施設に対しては、再生処理能力の測定を行い、その結果に基づき再生処理能力を査定します。

その対象となる施設の選定基準は、以下のとおりです。なお、現地審査は、原則として事前通知を行います。また、必要に応じて施設を運転してもらうことがあります。

＜現地審査対象施設の選定基準＞

(1) 前年度の登録申請能力に対して、能力増強を希望（申請）している施設。

但し、能力増強の理由が以下に該当する場合には、現地審査を行わない。

- ① 登録申請書類審査において、能力増強に関する合理的な説明内容（稼働日数及び時間の延長、メーカーの計算根拠、テストデータ、サイクルタイムの実測値等）が提示されており、現地での審査が不要と判断される場合。
- ② 既登録施設において、登録申請以前に施設変更を完了しており、その変更内容によって、能力増強が可能と判断できる場合。

(2) 新規登録申請施設

<能力測定対象施設の選定基準>

- (1) 登録申請書類において、処理能力の増強に関する合理的な説明（メーカーの計算根拠、テストデータ、サイクルタイムの実測値等）の求めに対し、提出された書類内容が合理的な説明ではないと判断された場合、実際に能力を測定する。

【能力測定事例】

- ・設備変更を行うことなく、ベールのかさ比重を標準的な数値から、最大の数値に変更することにより能力増強を図り、計算根拠、テストデータ、実測値等の合理的な根拠が示されていないと判断された場合。
- (2) 能力測定後、登録申請書類を変更する必要がある場合（設備能力等）は、書類の修正及び再提出を求め、修正後の設備能力をもとに落札可能量の査定を行う。

以 上